

福島県次世代育成支援企業認証制度 事務処理要領

第1 この要領は、福島県次世代育成支援企業認証制度要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、当該認証制度に係る申請、審査、認証等について必要な事項を定める。

（申請）

第2 申請者は、要綱第4条に基づき申請する場合は、申請者の住所を管轄する地方振興局長に申請書を2部（原本1部、写し1部）提出するものとする。

2 前項の申請があった地方振興局長は、要綱第5条に定める認証基準を満たしていることを確認の上、原本を添えて、認証について知事に副申するものとする。

（現地調査）

第3 地方振興局長は、要綱第6条に基づき現地ヒアリング調査を行う場合には、申請後概ね一ヶ月以内に実施するものとする。

（認証の時期）

第4 要綱第7条第1項に基づく認証及び同条第2項による発表は、申請があった時期により区分し、概ね3か月ごとに行うものとする。

（取組状況の報告）

第5 認証を受けた企業（以下「認証企業」という。）は、要綱第8条に基づき報告する場合は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長に報告書（様式第5号又は様式第6号）を2部（原本1部、写し1部）提出するものとする。

2 地方振興局長は、要綱第8条の規定により報告書の提出を受けた場合は、当該企業が認証基準を満たしているかどうかの意見を添えて、知事に副申するものとする。

（認証の取消し）

第6 知事は、要綱第11条の規定により認証の取消しをする場合は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長を経由して、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

2 認証を取り消された企業は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長を経由して、速やかに認証書を知事に返納するものとする。

（変更の届出）

第7 認証企業は、要綱第9条に基づき届出をする場合は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長に届出書（様式第7号）を2部（原本1部、写し1部）提出するものとする。

2 地方振興局長は、要綱第9条の規定により、届出書の提出を受けた場合は、原本を知事に送付するものとする。

（認証の辞退）

第8 認証企業は、要綱第10条に基づき届出をする場合は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長に、認証書を添えて届出書（様式第8号）を2部（原本1部、写し1部）提出するものとする。

2 地方振興局長は、要綱第10条の規定により、届出書の提出を受けた場合は、原本及び認証書を知事に送付するものとする。

附 則

この要領は平成17年5月10日から施行する。